

平成 16 年度 第 1 2 回規制改革・民間開放推進会議 議事録

(本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時 : 平成 17 年 2 月 15 日 (火) 10:30 ~ 11:45

2 . 場所 : 永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室

3 . 出席者

(委員) 宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、草刈隆郎総括主査、八代尚宏総括主査、志太勤、南場智子、原早苗、本田桂子、矢崎裕彦、安居祥策、各委員、安念潤司、大橋豊彦、橋本博之、福井秀夫、美原融、各専門委員

(事務局) 林内閣審議官、田中規制改革・民間開放推進室長、井上参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

(1) 追加答申について (素案審議)

(2) 規制改革・民間開放推進 3 か年計画【改定】の状況について

(3) 規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針について

(4) その他

5 . 議事概要

宮内議長 おはようございます。それでは、定刻でございますので、ただいまから第 12 回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、委員の方が 10 名、専門委員が 5 名御出席いただく予定でございます。

それでは、本日も前回に引き続きまして、3 月末に迫っております追加答申を中心に御審議をいただくこととなります。

(報道関係者退室)

宮内議長 早速、議事に入らせていただきます。

本日は、追加答申の素案の審議を行うほか、昨年政府が策定した「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」の改定について、その考え方を説明いただきました後、「規制改革・民間開放集中受付月間」、いわゆるもみじ月間の対応方針について御報告いただきます。本日は約一時間ということで審議時間が限られておりますので、効率的に議事進行をさせていただきたいと思っております。

本日の審議内容につきましては、趣旨が前回と同様でございますので、会議として議論を始めて、まだその途中であり、今後の調整に及ぼす影響も考えまして、当分の間、非公表とさせていただくというのが適当ではないかと思っております。是非、そのようにさせていただきたいと思っております。

追加答申案につきましては、答申のとりまとめに向けた中間的な資料でございます。これもまた、同様の趣旨で、これまでどおり非公表扱いといたします。対外的には「追加答

申に向けた主要検討項目について」という資料がございます。この資料を公表することにはしたいと思います。したがいまして、追加答申案本体の取り扱いには十分御注意をお願いしたいと思います。

それでは、まず追加答申の審議に入らせていただきます。お手元の資料「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）（案）」をご覧いただきたいと思います。これは、前回の審議を踏まえまして、各分野について担当主査を中心に案文を作成していただき、それをとりまとめたものでございます。それぞれの内容については担当主査から御説明をいただきます。

なお、目次をご覧いただきますと、「II. 分野別各論」の前に「I. 第1次答申（平成16年12月24日）事項のフォローアップ」という見出しがございます。これは、前回の各委員からの御意見も踏まえ、昨年末の答申の内容について一定の進展などが見られた事項について、会議として、今後留意すべきと考える事項などがあれば、ここに記述するという趣旨で設けたものでございます。

この内容につきましては、3月下旬という答申のとりまとめ、公表のタイミングも念頭に置きながら、追って案文を作成し、委員・専門委員の皆様にご覧いただくということで今はペンディングということでございます。

それでは、各分野ごとの各論につきまして御説明をお願いいたします。御担当分野が複数の場合はまとめて、前回と同じように、1分野3分以内で、簡潔に御説明をいただくということでよろしくをお願いいたします。御欠席の主査の分は、事務局よりお願いいたします。

安居主査、鈴木代理、八代総括主査、それから、事務局、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官という順番でお願いできればと思います。

それでは、国際経済連携につきまして、安居主査からお願いいたします。

安居主査 私ども、今、隣の矢崎委員と2人の専門委員の方と4人で議論しております。今回の答申、特に外国人、ヒトの問題ということで、4人でまとめました。

ポイントとしては、4つございます。

1つは、海外の企業と日本の企業との契約に基づいて、会社間の契約に基づいて入国するという方たちについて、長期的に滞在できるようにしたいというのが1つでございます。

2つ目は、査証の審査基準が開示されておりませんので、これをできるだけ早く発給し、かつ、要件を緩和するとともにその基準を開示してほしいという話をしております。

3つ目は、逆に査証等を緩和する一方で、管理の方もきちっとしないと不法滞在、あるいは犯罪という問題が出てまいります。そういうことに絡みまして、人身取引防止のための「興行」という在留資格の見直しということも話をしております。

4つ目が、4月以降に議論が及ぶことになるとは思いますが、外国人の在留中のチェックのあり方をどうするか、ということです。今までは入り口チェックが中心で、入ってしまったから余りチェックされていないのが現状でございますので、これをこれから議論をし

て進めようと考えております。以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、鈴木さん、よろしく願いいたします。

鈴木議長代理 まずは、ITです。

前回時に大変詳しく説明しましたが、ほとんど変化はありません。現在、折衝継続中です。1つ申し上げますと、主要検討項目にあります、タイムスタンプの問題、つまり、確定日付の効力を与えるというのが一つのポイントかと思えます。その他のテーマについては、前回御説明したとおりです。

医療につきましても、いろいろな問題を幅広く提起しておりますが、ポイントとしては、カルテの電子化、レセプトのオンライン化を今年は強力に推進していきたいということです。

それと、医療情報を、いわゆる広告としてだけでなく義務として、開示すべきだというところが一つのポイントになろうかと思っております。

エネルギーにつきましては、電力の小売の自由化を着実に実行に移していくというところがポイントになります。その他は、前回説明したとおりです。

ガスにつきましては、一つの都市の範囲内で供給されており、他の地域に必ずしも運ばれない。そうすると、競争もおのずから限定的になるという点も踏まえまして、配管の在り方を含めて考えております。

運輸については、車検ですが、これは先日もヒアリングを行いました。国土交通省の調査と称するものは、二輪車は車検期間を延長してもよいが、普通乗用車については適当ではないとの考え方ですので、これを2月までにかけていろいろ折衝をしていかななくてはならない問題です。

基準認証・資格については、一応、幾つかの調査をしましたが、これをベースとして、本格的にどういうふうに取り扱うかは来年度の問題として考えたいと思っております。

資格制度についても、1つ、2つは決めておりますけれども、例えば、司法書士の仕事に関して、商業登記等については行政書士にやらせてもよいのではないかというテーマもみじの問題として上がってきております。この3月までの限られた時間では結論にまでは行かないかもしれません。これは大きな問題ですので、資格問題を来年度扱う場合には来年度に取り上げようと考えております。

以上です。

八代総括主査 それでは、引き続き、福祉、労働について御説明させていただきます。

7番目の福祉・保育でございますけれども、ここの点については前回からやや変わったところは、介護職の業務範囲の明確化について、考えられる限りのものを全部書いたわけでございます。

しかし、その中で厚生労働省として検討が進んでいるもの、あるいは全く進んでいないものというふうに濃淡があるということですので、全般的には問題意識の方に移しまして、

その中でも比較的進んでいるたんの吸引などについては、具体的な施策の中に盛り込むこととしています。

あとは、介護療養型医療施設については、特養などのホテルコストを徴収することが決まったのに伴い、類似のものにつきましても同率でやらなければ恣意的なシフトが起こる可能性があるので、この分野についても早期に措置という形で合意を考えております。保育については、以前から取り組んでおります直接契約とか、直接補助方式の導入について折衝を進めております。

雇用・労働につきましても、明日、2回目の折衝を行いますけれども、基本的には円滑な労働移動を可能とするということで、求職者からの手数料規制、あるいは派遣労働者の事前面接の問題等について引き続き調整をしておりますが、いずれもこれらは、最近、一定の進歩が見られたということもあり、今年度中にどこまで更に深追いできるかというのはやや難しいかなというところでございます。

裁量労働制等につきましても、今、国立大学が独法化したことに伴い、非常に様々なトラブルが起こっております、そういうものについても明確化するよという形をお願いしているわけですが、なかなかこの辺りもややかたいかなというところでございます。

「今後の課題等」というところで、これまで補論に置いておきましたILO条約の問題とか、あるいは請負の法制化等の問題。これらは意見の違いがかなりあるわけですが、こちらとしては非常に重要な問題であるので、こういう形で書いておきたいと考えております。

以上でございます。

宮内議長 それでは、事務局から残りの委員の分につきまして、よろしく願いいたします。

岩佐企画官 それでは、冒頭に戻っていただきまして、基本ルールワーキンググループの部分でございます。

これは神田主査のところでございますけれども、基本ルールにつきましては12月答申で、新規の規制に対する影響分析や、その他の規制に関する見直し基準ということで通知や通達の法令化、一定期間の経過した規制についての見直しなどについて盛り込んでおりますが、それにプラスしてということでございます。

まず1点目が、パブリック・コメント手続の法制化ということでございまして、これは行政手続法の見直しということでございますが、これは総務省の方で行政手続法見直しの検討会を開催しております、その結果が出ましたので、今国会にパブリック・コメント手続の法制化ということで法案を提出するというところで、その内容についての意見について記述をいたしております。

2点目でございますが、書面交付制度の在り方の見直しということで、これは行政指導が口頭で行われているというケースがかなりございまして、こういったものについてきち

んと書面を交付して、きちんとした形が残るようにしようではないかということで、そういった形の見直しも行っていくということで、17年度中に結論ということで、結論を明記したということでございます。

以上でございます。

長瀬企画官 続きます、神田主査の残り分と、黒川主査分について御報告します。

まず、4番目の競争政策・法務・金融でございます。

前回御説明しましたとおり、自由な事業者の活動の保障という点と、事業者間の競争促進というのが大命題でございます。

2ページをめくっていただきますと、具体的施策が載っておりますが、前回御説明しましたので省略しますが、1番は公正取引委員会の審査機能・体制の強化の問題でございます。

2番目は、政府調達の問題で、官公需の中小企業受注率の数値目標の点でございます。

3番目、景表法でございますが、平成8年に見直しが見直しがなされておりますけれども、いわゆる総付景品規制については不要であるという点や、表示規制について重要事項の不表示の禁止、あるいは不当利得の吐き出しについて見直しが必要という点を述べております。

3ページですが、金融の分野でございますけれども、事業者が円滑にサービス提供を行うことができるような横断的なサービスの提供やITの活用がキーワードでございます。具体的施策としましては、1つは投資関連商品の多様化の中で資本市場全体をカバーする基本法制がないといった視点から、横断的な消費者保護法制、金融サービス法制の横断化が必要であるという点。

2番目に、クレジットにかかる消費者保護法制もばらばらでございますか横断的法制の必要性を述べております。

4ページでございます。ここから最後まで、各分野における個別事項ということで、銀行、保険、証券各分野の業界要望を中心に吸い上げたものでございます。まだ大部にわたるといふことと、細かいので、どの程度載せるべきかということは、今、考えて検討中のところでございます。

中身としては、やはり、先ほど申しましたとおり、事業者が円滑にサービス提供を行うことができるように横断的なサービスを提供させてほしいという点。あるいは、ITを十分に活用した規制の改革を行うべきという点でございます。

すべて非常に細かいので、説明は省略しますが、今後、主査を中心に取捨選択をして載せていくということになっております。

次に、飛びますが、9番目、農林水産業・流通の分野でございます。

農業の分野でございますけれども、国際競争力の強化、消費者利益の向上といった観点から、前身の総合規制改革会議でも提言しました農地制度改革のフォローアップも含めまして、多面的な検討を行うことが重要でございます。

本年度は、特にということで、条件不利地域における民間事業者の参入促進をどのよう

に進めるかという点を中心に検討してきたということは前回、主査から御説明のあったとおりでございます。

勿論、これ以外にも重要事項がございますので、来年度以降も、特に国民生活に密接に関連する事項を重点的に検討していくということです。

飛びますが、5ページ、「具体的施策」にございますが、1番目は農業関連事業のPFI導入がなかなか進まないという現状から、特に農業集落排水事業においてPFI導入を促進するための改革の方向性について提言しております。

2つ目は、中山間地域の直接支払制度でございますが、この制度は5年前に導入されまして一定の効果はもたらしておりますけれども、高齢化が加速する中で、持続可能な制度として多様な主体が的確に農業に携われるように見直しを提言しております。

農業については、以上でございます。

飛びまして、11番目、黒川主査の2つ目でございますが、住宅・土地・環境でございます。

基本的には、前回御説明のあったとおりでございますけれども、具体的施策として4ページ目をごらんいただきたいと思っております。

1点目は、非常に大きな問題ですが、用途地域の問題でございますが、適切な施設が適切な場所に立地するよう、不断の見直しをしていくべきという点でございます。

今年度は、例えばということで、コンビニエンスストアの設置の自由度を上げるべきという議論を中心に行ってまいりました。

2番目ですが、容積率規制の見直しでございます。これについては、容積率規制の目的がインフラへの負荷制限、あるいは市街地環境の維持にあるという原点に立ち返りまして、規制とインフラとの関係を定量的に分析するという点。それから、規制の対象を合理的かつ透明性の高いものにすべきという提言です。

例えば、5ページになります。上から10行目ぐらいにありますけれども、エレベーターの容積率が面積に参入されるのは非合理ではないかという点を載せてございます。

5ページの3番目の、道路空間と建築物の立体的利用の促進ですが、これは都市において土地の高度利用を図るため、道路の管理上、支障のない範囲で立体道路制度の活用などを提言しております。

4番目は、市街地再開発事業の推進方策ですが、再開発を円滑に進めるための都市計画手続や組合設立の手続の円滑化を提言しております。

6ページ目でございますが、5番目としまして、土地収用法の問題です。

土地収用については、伝家の宝刀としての側面を有するわけですが、その基準が非常に不明瞭で円滑に進まない面もあるという視点から、基準の明確化等を提言しております。このほか、先行処分の「違法性の承継」、あるいは文化財の移転についての保障の適正化等を提言しております。

7ページ目でございますけれども、公営住宅の問題でございますが、高額資産を保有す

る人も公営住宅に入居できるなど、運用が公平性を欠くという視点から、市場家賃との比較において自主退去を促すような方策などを提言しております。

最後に、環境の問題ですが、7番目としまして、いわゆる3R、リデュース、リユース、リサイクルが重要な中で、特にリデュースを促進するため、一般廃棄物の排出抑制のための有料化等についてのガイドライン化について提言しております。

以上でございます。

原企画官 最後に、5番目の教育・研究でございます。

まず、問題意識におきましては、第1パラグラフにおきまして、教育現場の現状を簡単に整理しております。学力の低下、指導力の低下、システム全体としても画一的で、ニーズに答えられていないのではないかという問題意識でございます。これを受けまして、教育改革の必要性をうたいまして、それぞれ初等中等教育、高等教育におきまして、改革の基本的な考え方というものを述べております。

その結果、1ページから2ページ目にかけて、競争を通じた多様で良質な教育サービスの提供が必要だということを主張しております。

以上のような観点から、いろいろな課題があるわけですが、今回は年末の答申におきましてバウチャー制度の導入を提言したということ。それから、既存の3か年計画に盛り込まれているもののフォローアップという2点に、ある意味、焦点を絞りまして、具体的施策を抽出したということでございます。

具体的には、前回、白石先生の方から御紹介があったとおりでございまして、審議の公正性を検証可能とするために、審議会の運営の透明化といったこととか、私立学校審議会構成員比率の見直しが既に行われておりますが、そもそもの法改正の趣旨を改めて徹底していただくこと。

それから、コミュニティ・スクールの適切な運用に向けてのフォローアップ。その他、学校の自己点検評価・情報公開。それから、学校法人会計制度の見直し。更には、国立大学法人の中期目標等に関する基準の見直しについて、具体的施策を列記しているということでございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告に基づきまして、意見交換に入らせていただきますが、その前に、お手元に「追加答申に向けた主要検討項目について」というペーパーがございます。これをご覧いただきたいと思っております。

これは、ただいま御説明いただきました各項目のうち、本日の記者会見時に配布資料として公表させていただくという趣旨で、各主査と御相談いたしまして、主な項目をピックアップしてつくらせていただいております。そういう趣旨で、こういうペーパーができたということをお知らせしたいと思います。

それでは、ただいまの御説明につきまして御意見・御質問等ございましたら、どうぞ御

自由をお願いいたします。

八代総括主査 ほかの方が考えておられる間に、住宅・土地・環境の方で公営住宅の問題が出ておりますが、これは今後の課題ということで、是非、黒川主査にお伝えいただきたいのです。

7ページですが、今ある公営住宅に高額資産を持っている人が入るといような問題も勿論大事でございますが、より根本的には、こういう公営住宅というものがそもそも必要なのかどうか。つまり、低所得者層に住宅を保障するというのであれば、本来、米国でやっているような家賃補助の方がはるかに効果的であるわけですし、これは例の官製市場民営化の方の議論かもしれませんが、なぜ、いつまでも公営住宅なんかを自治体がやらなければいけないのか。

これは、実は単なる規制というよりも、今の財政制度が、以前伺ったところでは、公営住宅をつくるのは公共事業であると。しかし、家賃補助をするというのは言わば福祉であるというような、そういう分類によって公共事業の方はお金が出るけれども、そういう福祉の方は制約があるとか、そうすると所管が変わってしまうとか、そういうような形の要因というのが実は大きいのではないかとということだと聞いております。

そうであれば、こういうものも、今後、やはり全体的に今の制度の中の規制緩和を求めていくということと、制度自体の問題点、その背後にある縦割の構造みたいなものにも積極的に指摘していくということが、来年度以降の問題として重要ではないかと考えております。

宮内議長 どうぞ、原委員。

原委員 私、神田主査と一緒に、4の競争政策・法務・金融という分野を担当しているのですが、2ページのところから競争政策について書かれています。

実は、この1行目が、「独占禁止法の改正を待つまでもなく」というように書かれていますけれども、独占禁止法の改正自体が国会で、恐らく成立するというふうには考えてはいるのですけれども、そちらの3行目辺りにもありますように、消費者の観点から考えても、公正な市場ルールの形成のためには独占禁止法の改正というのは必須だというふうに思っております。この「待つまでもなく」ではなくて、今の時期、3月末に出されるのであれば、やはり国会での成立みたいなことも踏み込んで書いた方がよかったのではないかとこのように私は思っております。

先週も、消費者団体が全部集まりまして、全政党をお呼びしてディスカッションの機会も設けさせていただいたんですけれども、どうも政党間の意見の交換というのうまく進んでいないような感じもいたしまして、私としては、やはりこちらの会議でも積極的に推していくという姿勢を示していただきたいと思っております。

それから、内容的には、審判制の見直しなど、公正取引委員会の在り方自体も、確かに今後、中長期的な課題として検討していくべきだというふうに思っておりますけれども、現行の独占禁止法は、改正案が成立しても2年後に見直しというふうになっておりますの

で、こういったところをまた積み上げていくのかということも、検討課題としてはもう少し踏み込む必要があるのではないかと考えております。

もう一点なんですけれども、これは競争政策なのか、金融の方に入れていいのかどうかはわからないのですが、コクドと西武鉄道の問題がございましたけれども、有価証券の継続開示の虚偽記載についての課徴金制度についてです。

これは、最初の開示については、課徴金制度というのが証券取引法、改正して導入をされていますけれども、継続開示について課徴金を入れるかどうかというところで、算定根拠が経済的利得ということになるものですから、その経済的利得が何かというところで、今、内閣法制局と議論をしているところです。是非、競争政策の観点からも、金融の観点からも、公正な市場ルールの確保という意味で、有価証券の継続開示についての課徴金制度の導入ということも盛り込んでいく必要があったなというふうに思っております。

私自身がメンバーだったので、それを入れて提案すればよかったんですけども、神田先生もちょっと忙しくて、最後ばたばたいたしましたけれども、追加的にこのワーキングからの意見として述べさせていただきます。

以上です。

宮内議長 どうぞ、福井専門委員。

福井専門委員 やはり法務に関してです。現在の案文ではまだ触れられていないのですが、新司法試験が来年度、新旧混在という第1回の試験を迎えるに当たりまして、法科大学院の修了者だけを優遇すべきであるというような運動や議論が随分活発になっています。

従来、規制改革の流れの中で法曹人口増については鈴木代理始め、過去十数年にわたり相当な成果をおさめてきておられていると思いますが、現時点ではこのような一種の需給調整の動きに対する安全弁を考える政府部内組織が必ずしもはっきり存在しているわけではありません。

司法改革本部ももう解散しておりますし、こういった問題をフォローするとすればこの会議しかないわけです。これは教育なのか資格なのか、よくわからない点もありますが、法科大学院とそれに伴う資格との関係について、さらに法曹人口を絞る方向での動きに対して、何らかの措置を早急に講じないと、司法分野での資格に対する参入制限はまたもどおりになってしまう可能性がある。今回の追加答申には間に合わないかもしれませんが、来年度の早期における相当な重点課題として取り組んでいただくことを要望したいと思います。

原委員 実は、それは多分、4番の法務担当なんです。私どものところの担当になっていて、司法制度改革についてどういうふうに今後検討を進めていこうかというのは神田主査とも話はしたんですが、今、ちょうど終わったところなので、今回はちょっと待ってみようかというようなところがありましたので、福井先生が新聞にも原稿を書かれておりましたように、問題意識としては持ちたいというふうに思っております。

福井専門委員 むしろ、司法本部がなくなり、一区切りついたがゆえに一層危ない時期

なのです。要するに、チェックする人がだれもいなくなっていますから、むしろ、今が一番重要な時期だと思います。

もう一つ、法科大学院制度をどう仕組むのかという観点から言えば、教育ワーキングの方では専門職大学院の教員版について批判をしておりますが、それと法科大学院とは実は相似形でありまして、法科大学院制度そのものを資格制度との関係で、今のような形で維持・存続させるべきなのかどうかという、法科大学院の教育機関としての在り方についても、ここでフォローしていかないといけない問題ではないかと思います。あるいは、これは教育の話なのかもしれません。

八代総括主査 全く福井委員のおっしゃるとおりで、需給調整条項というのはなくなったかと思うと、そうではなくて、実は形を変えて、存在している。実は、それに似たものとして医学部の定員の削減みたいなことも行われていて、これもある意味で、医者需給調整でありますから、そういうものを横並びにして重点事項という形で次回取り上げるという方がいいのではないかと。教育か、法務か、資格かという細かい内訳ではなくて、やはり、それはかなりほかの分野にも共通する面があるのではないかとということです。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。

鈴木議長代理 この基本ルールですけれども、書面交付制度の在り方を読んでみると、なぜ行政指導について書面交付しないのかということについて、改善すべき点がないかを検討して、早急に結論を出してとありますが、だれに何をやれと言っているのかよくわからないような言い方をしているけれども、これは如何なものかという点。

もう一つは、行政指導についての行政手続法が必ずしも浸透しないのは、行政指導の定義自体が極めてあいまいであってよくわからないというところがポイントなのです。だから、実は一番、そこを明確にしなければならない。

例えば、解釈通達みたいなものはどうなるのかというところで、あれはたしか所掌事務の範囲内において法的な根拠はなく、相手方に対して一定の作為または不作為を求める行為という定義なのですけれども、解釈通達だって、それは実際の解釈の実施において一定の作為・不作為を求めることに結果的にはなるのだから、私は当然入るべきだと思うけれども、そこら辺があいまいではないか。そこら辺をクリアーにするのが一番必要なことであって、なぜ書面が交付されないのか、一遍よく調べてくれなんていうことだけでは、各論分野での一番最初に来る基本ルールとしては品格がないという注文をつけておきます。

宮内議長 それでは、今、いろいろ御意見いただきまして、本日の議論は追加答申ということで、3月末を目指した議論でございます。新年度にテーマとして出すというような問題も含まれて議論されましたけれども、全体としまして、質、量とも意欲的な内容の骨子ができているわけでございますが、3月末という限られた時間で考えますと、実際はそれがどういうふうに関着するかということに若干懸念があるのではないかと思います。どこまでやれるのかということでもあります。

そして、一番悪い形といいますか、何も得られない形の決着といたしましては、例えば、この項目については検討するという事だけ書き込んでおしまいというようなことになりますと、これは何の成果も上がっていないということでございます。

したがって、そういう形にならないように、是非、最後までぎりぎりの協議、それから、もう2月15日でございますけれども、3月末までであるということであるとまだ時間はありますから、安易に妥協することなく、私どもの会議の基本的なファンクションというのは、具体的な成果を得て、そして、前進を図っていく、少しでも前へ進むということでございますから、そういう意味で、最後の最後まで、安易に妥協しないで、最後に決着した文章で前進が見られるというところまで是非粘っていただきたいと思っております。

前進の会議を含めまして、これを10年以上やってきたわけでございますから、この会議になった途端に検討検討ということで並ぶということになったのでは意味がないわけでございますから、3月末まで、是非、そういう意味で1歩でも、2歩でも、3歩でも行くと。そして、またやり残したものにしましては来年度以降、腰を据えて取り組むという、そこまで行って決着をしていただきたいと、このように思います。

それから、個別分野で1つだけ私の意見として申し上げさせていただきたいんですが、農業でございます。農業の問題は、中山間地域の振興というような視点よりも、もう少し日本の農業というものを一つの産業としてグローバルな視野で取り組んでいくということで、もう少し切り口を広げて、規制改革によって農業の競争力をつけていくという観点で、これは来年度以降になるうかと思っておりますけれども、テーマをお考えいただければということでございます。

これも、総理も産業としての農業ということに期待をされた御発言もでございますので、これは来期以降のことでございますけれども、一言付け加えさせていただきたいと思っております。

あと、ございませんでしょうか。

原委員 私も今年、初めて参画をしたので、ちょっと最後のところがわからないのがあるんですが、確かにいつも出されて検討になって、また次年度繰り越しというのがあるというのはちょっと外部の方からも言われたりするんですけども、今から3月末まで1か月ありますね。これを事務局の方が各省庁と折衝してくださるということがベースになるんだろうと思うんですけども、委員も一緒に動いてよろしいんですか。

宮内議長 委員が折衝をされるというのが我々のファンクションでございます。委員が出て、最後の句読点まで御注意いただくとか、「等」を付けるか付けないかということに粘るとか、そういうところまで目配りをする事によって、恐らく少しずつ前へ行くのだろうと。

検討ということでも、それはいつまでという日時を入れるとか、そういうようなことで随分意味合いが変わってくると。それが3月に入っての作業ということで、勿論、事務局にも御一緒にやっていただくということかと思っております。

鈴木議長代理 ちょっと一言だけ言っておきたいのですけれども、今、運輸の分野でタクシーの需給調整規制の廃止の結果がかなりいろいろ問題を起こして、この前も言いましたが、仙台での逆特区提案というのがあるのですけれども、先般、タクシーの業界紙から取材を受けたときに、酒の方は需給調整規制が復活しておるではないかということ言われました。流通というグループは一番最初にできて、一番最初に大きな成果を上げたのですが、その後、流通は消えてしまったと思っていたところ、農林水産業の後に流通というのが入っておるわけです。

お酒の問題については、当然、流通のグループが目をつけなくてはいけない問題で、結果がどうなるのかは、それはそのグループの仕事の結果だと思いますけれども、全然見過ごしているのはおかしいと思います。酒は以前には随分もめた問題ですが、それがようやく決着したのに、いつの間にか復活しておるとするならば、その点を流通の方で考えてほしいということを注文しておきます。

宮内議長 それでは、案文につきましては、第1次答申事項のフォローアップの部分を皆様方、委員・専門委員に御確認いただき追加した上で、来週からは各省調整に入ることとさせていただきます。調整は各主査、私も中へ入らせていただきまして、中心に行いまして、次回3月上旬の会議におきまして、その時点での調整状況などを踏まえて、またここで皆様方に御審議をいただくということにしたいと思っております。それ以外にも調整状況につきましては、必要がございましたら、随時、事務局から委員・専門委員の皆様にお知らせいただくということで、3月末まで何とかこれを前進させていただきたいと思っております。

それでは、次に入らせていただきます。昨年度末に政府が策定いたしました「規制改革・民間開放推進3か年計画」については、当会議の第1次答申及び追加答申を踏まえまして、本年度末、政府が改定するというようになっております。

その作業方針などに関しまして、資料でございます「規制改革・民間開放推進3か年計画【改定】骨子」というのがお手元でございます。これにつきまして、事務局から井上参事官に御説明をいただきたいと思っております。

井上参事官 それでは、お手元の資料の「規制改革・民間開放推進3か年計画【改定】骨子」という、全体で3枚の紙に基づきまして御説明をさせていただきます。

今日の時点では骨子でございますけれども、来週、各省協議に入る前には、ここの中身を埋めたものを委員・専門委員の方にはごらんをいただいた上で各省と調整を始めるということとございまして、今日の時点では骨子を御説明させていただきます。

昨年3月に、「規制改革・民間開放推進3か年計画」が策定されていまして、全体で400ページほどありますけれども、この中には全体像を、規制改革で絡むさまざまな、もみじ、あじさいであったり、特区の関係であったり、あるいは推進会議の答申に書かれた具体的施策といったものがすべて盛り込まれた形になるわけでございますけれども、これは毎年改定するというようになっていまして、今年3月が1回目の改定ということとさせていただきます。

骨子でございますけれども、まず「Ⅰ 共通的事項」ということで、これはこの3か年計画というのはどういう目的のものであるとか、あるいは規制の見直し・新設についての一般ルールと申しますか、共通のルールみたいなもの。あるいは、政府の中で総務省の行政管理局であったり、公正取引委員会といったような規制改革の推進に絡むような部署がございます。

そういうところがどんな取り組みをし、また、そういうところと推進会議というのがどういう形で連携をしていくかといったような、個別分野ではなくて、規制改革に関連する共通のルールみたいなものを定めたものが、この共通的事項というところがございます。それほど大きく変わる点はございませんが、今回、例えば昨年末の答申の中で、規制の見直し基準の策定といったようなところで会議として提言をいただいたりしていますので、そういった新しい部分を織り込んだりバイスをしていくというのが大きな1つ目の柱でございます。

2つ目の柱が、「Ⅱ 16年度重点計画事項」ということで、この中が大きく2つに分かれておりまして、1つは「分野横断的な取組」ということで、これは重点計画事項と書いてございますが、その中でも特に会議として16年度の重点検討課題として挙げたものを取り上げていく章でございます。具体的には昨年12月にとりまとめていただいた第1次答申の中の具体的な施策を盛り込むような形になります。

同じく16年度重点計画事項の中の2つ目のパートとしまして、「分野別各論」ということで、ここはまさに今日も御審議をいただいた各ワーキンググループで御検討をいただいたものについて、各省調整の上、仕上りの追加答申の中の具体的な施策の部分。これを盛り込んでいくというのが、この分野別各論の部分でございます。

以上のところまでが、文章でだっと書かれるというイメージでございます。

1枚おめくりをいただきまして、「Ⅲ 措置事項」ということで、ちょっと見にくいんですが、これはこういう表みたいな形で事項名、措置内容、それに、16年度何をやり、17年度何をやり、18年度何にやりというような形で、表形式で整理をしていく形になります。

この中には、いろんなものが盛り込まれまして、1つは「規制改革・民間開放推進3か年計画の具体的な措置事項」、ちょっとわかりにくい表現なんですけど、昨年3月に策定していますので、既に書かれている項目というのがずらっと何百項目がございます。これが1年進んだということで、今の時点でリバイスをかけていくというのが一つの部分でございます。

それから、今回、この短冊の中に新しく入るものとして、「改定計画の116年度重点計画事項」でございますが、先ほど申し上げました、昨年末の答申。それから、3月までにこの会議としてまとめていただく答申の中の具体的な施策の部分を、先ほどのパートでは文章で書いているんですけども、この表の中にも織り込んでいくというのが2つ目の部分でございます。

それ以外に、既に決定された事項も別表として付けていく形にしておりまして、具体的には、昨年行いましたあじさい、それから、後で御説明ありますけれども、今週の金曜日に決定しておりますもみじ月間で受け付けた要望についての政府としての決定の内容といったもの。更に、特区についての、これも時期としてはあじさい・もみじと2つの段階がありますけれども、ここで決定された事項を、それについてもこの別表という形で、この3か年計画の中には付けていくと。

こういった構成が3か年計画の全体像の構成で、こういう構成の下に、現在、実際にこの中身を書いたものを作成しております、一番早ければ、この追加答申の各省協議がスタートするタイミング。作業はかなりありますので、数日遅れるかもしれませんが、来週中にはこの3か年計画の改定案についても各省協議に入らせていただきたいと思いますと思っております、内容について各省協議に入る前に、繰り返しになりますけれども、委員・専門委員の方々に御相談をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等でございますでしょうか。

鈴木議長代理 短冊の中には、「I 共通的事項」「II 16年度重点計画事項」のこれが入るのですね。この2番目の2行目で読むのですね。

井上参事官 入ります。

鈴木議長代理 短冊の中に個別に入れるということですね。

井上参事官 文章で書いたものも、また表の中にも、再度入ると。

鈴木議長代理 わかりました。

安居委員 今回の質問との絡みなんですけど、1ページ目で、例えば「2 国際経済連携」というのが入っていますね。そうすねと、これは2ページ目のどこへ入るのでしょうか。ばらばらにして入れるわけですか。

井上参事官 この項目の中に、それぞれ該当の箇所に入れていくと。

宮内議長 よろしゅうございましょうか。

それでは、先ほどの御説明にもございましたように、この3か年計画の調整状況につきましては、次回の会議で御報告をいただきます。

それでは、次の議題に入ります。

「規制改革・民間開放集中受付月間」、もみじ月間につきましては、前回、調整状況について御報告いただいたところでございますが、このたび、政府としての対応方針案がまとまり、今週18日、金曜日でございますが、規制改革・民間開放推進本部で決定されるという運びとなりました。この概要につきまして、御担当の志太委員より御報告をちょうだいしたいと思います。

志太委員 前回、報告させていただきましたが、その結果が、今の議長のお話のような

形になりましたので、御報告します。

先週末に、各省庁との折衝協議が終了しました。お手元の資料の、1枚めくっていた左上にあるところをごらんいただくとわかるんですが、この前のときには30項目というようなことをお話し申しましたが、その後、大変、皆さん方の御努力のおかげで11も増えまして、41項目になりました。ワーキンググループの方々、本当にどうもありがとうございました。

その41項目に加えて、既存の3か年計画において措置が明示されているものとか、あるいは現行制度の下で対応可能なものなど、民間要望を充足していると考えられるものが116ございます。両者を合わせますと、157の民間要望が満たされたということになります。その結果、要望の充足率は17.1%になるということで、国民の期待に大きく応えられているのではないかというふうに感じております。

先ほど、議長からお話がありましたように、あさって、2月18日に開催されます小泉総理が本部長の規制改革・民間開放推進本部で、この41項目が規制改革を実現するということの決定をいただくわけでございます。この間、年末から年始にかけて集中受付月間の担当者の方々、事務局の方々、本当に徹夜で頑張ってくださいまして、どうもありがとうございました。

あじさいのときの倍ぐらい、もみじのときは提案は1,000ぐらいございました。これを短期間にやるのは本当に大変でございましたが、各委員とか、あるいは専門委員の皆様方においては、この11項目増やした2週間、本当に短期間に精力的に折衝していただきまして、ありがとうございました。お陰様で、第4回の集中受付月間もまずまずの結果が出たのではないかということを感じておりまして、大変御協力ありがとうございました。

以上です。

宮内議長 ありがとうございました。なお、もみじと同時期に特区に関わる提案募集も行われまして、その政府の対応方針については、もみじに先立って2月9日に特区推進本部で決定されております。その関連の資料も御参考に、お手元に配布しておりますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、ただいまの志太委員からの御説明につきまして御発言のございます方は、どうぞお願い申し上げます。

先般、この集中受付月間の在り方について志太さんから御提案がありましたけれども、それについて、何かコメントございますか。

志太委員 一応、原案ができて、今、事務局といろいろ打ち合わせさせていただいております。

2月中ということ、議長がこの前おっしゃいましたものですから、ここでこれが終わって、今までこれで大変忙殺されておったものですから、これから打ち合わせが完了しまして、皆さん方の御意見を伺いながら、2月末までには提案させていただきたいというふうに考えております。それでよろしゅうございますか。

宮内議長　そういうことで、それでは、御提案いただくということで結構でございます。どうぞ。

原委員　全くの素人なので、表の読み方を教えていただきたいんですけども、1枚めくったところで「措置の分類」と書かれていますね。それで、「a 全国規模で対応」「b 全国規模で検討」「c 全国規模で対応不可」「d 現行制度下で対応可能」「その他事実誤認、税の減免等」と書かれていますね。

「a 全国規模で対応」というのは措置できるということで、「b 全国規模で検討」というのは継続して検討するということになるのかということと、それから、「税の減免」というのは何を指すことになるのか、教えていただきたいんですが。

志太委員　「税の減免」というのは、税に関わる問題なので、今回のものにはなじまぬという形になっているものでございます。

原委員　内容が税の減免ということを言ってきているので、これにはなじまないから落としたということですね。事実誤認というものと、そういうものを落としたということですね。

志太委員　そういうことです。

原委員　そうすると、この「a 全国規模で対応」と「b 全国規模で検討」というのは、対応はすぐできるけれども、検討は今までやっていますということでよろしいんですね。

志太委員　そうです。今度の提言の中にもそれらを書かせていただくんですが、この短い期間で全部終わってしまうのではなくて、先ほど3か年計画というものもございまして、継続的にやるようなことをやはりしていきたいということがありまして、そういうことをこれから提案しようと思うんですが、非常に大事なものも、なかなか短い期間なものですから、省庁と詰め切れないものがあるんです。

そういうものも、今度、継続してワーキンググループの方でやっていただきたいというものも整理して、これからお示しさせていただきたいというふうに考えております。そういうものが、この項でございます。

原委員　わかりました。ありがとうございます。

宮内議長　特にございませんでしょうか。

鈴木議長代理　特区を含めてですか。特区の説明はあるんですか。

宮内議長　特区も含めてです。

鈴木議長代理　例の東大から要望があった混合診療の特区について、東大の方は一応、先の第一次答申の内容で満足だというような御返事だったけれども、あれは特区の中では案件としては載せないのですか。

檜木参事官　別表2の中に入っております。

別表1が、特区だけでやるものでございまして、別表2が全国展開で、全国規模で実施ということでございますので、別表2の5/9の中に入っております。

草刈総括主査 その点について、ちょっとよろしいですか。

私の解釈では、東大から出ている紙がありまして、それについて、この前のいわゆる大臣間合意というものでおおむね東大の要望はあのとおり、シナリオどおり、あるいはメニューどおりいけば満たされるものが多いということが書いてあって、それと同時に、もし、現実の対応がうまくいかない場合には再びもう一回考えてほしいということを提起いたしますというふうに書いてあるわけで、つまり、我々の会議としてはそれを受け取って、そういう同じ問題意識で来年度も含めて、今後臨んでいくと。そういう理解を私としてはしています。

鈴木議長代理 だから、この前のは届出だけれども、霞が関流に言うと事前届出というものなのです。本当の混合診療というのとは何かといたら、事後届出なのです。

その事後届出というところまで、東大の特区提案はなっているはずだが、今回の事前届出的なものでも満足したという話になっているようですが、本当のものは事後届出。

檜木さん、その要望はだれかから要望がないと載せられないのですか。

檜木参事官 この別表というのは、あくまで本部としての合意に達したもののしか出ておりませんので、未合意のものについては入っていないということです。

鈴木議長代理 でも、未合意って、厚生労働省とそういう議論はしていないでしょう。事後届出という議論はしていないでしょう。

檜木参事官 特区としては、そこはしておりません。

鈴木議長代理 それでは、次なる問題として、今度の追加答申でも、事後届出は議論になりうるのではないのですか。12月答申にも特区で混合診療をやるのだということが書いてありますから。

草刈総括主査 そのフォローアップは、我々がしなければいけない。

。

福井専門委員 今の議論に関連して、結局、大は小を兼ねるわけですね。事後届出の方がいいにこしたことはないけれども、遠慮しつつ、要望者が事前でまあいいやとあきらめたような場合がある。

これは多分、医療に限らず、様々な分野で起こり得ると思うのですが、言わば特区の要望者の発想なり、遠慮とか、あるいは詰め甘さによって、本当は目指すべきところでもうちょっと大きければほかの事業者にもメリットがあるはずのところを、やや稚拙な形で交渉してしまったから、小さくできるというのは非常にもったいないことです。

そう考えると、出てきた要望について、それを最大限として交渉するというよりは、要望の中身に趣旨から見ればもっとこういうことまで貫徹した方がよりみんなのためになるということがあった場合に、要求した範囲なり、水準を超えて特区として成立を図るといふプロセスなり手続が制度化されていないといけないのではないか。そこがあるのかないのかということと、ないとしたら、検討の必要はありませんかということの問題提起したいのです。

鈴木議長代理 私も全く同感です。

福井専門委員 要するに、下手でまずい範囲や、方法を出してきたら、それを最大値として折衝するのではやはりつまらないわけですね。工夫すればもっといい制度になるというときの工夫の折衝を、特区のプロセスでやるのか、規制会議のプロセスでやるのかはともかくとして、どこかで制度的に、本来要望すべき筋の通った提案とするような一種のサポート措置、コンサルティング措置がないといけないのではないかとということです。

八代総括主査 福井先生のおっしゃっているようなコンサルティングに近いことは、特区でもある程度はやっているというふうに考えておりますが、確かに当初の要望者のことを超えてやるということまでは、今の特区では機械的にできないので、むしろそれは特区要望をヒントにして、規制改革会議の方で独自にこちらがやるという形で考えてもいいのではないかと。

我々はどうも、非常にこちらも縦割になっていて、特区要望であれば特区室、全国要望であれば規制改革・民間開放推進室だということところが問題だと思います。お互いに情報交換をして、やはりいいアイデアは特区提案からも取ってくるというようなことでもいいのではないかとこのように考えているわけで。

福井専門委員 今は情報交流されているのですか。例えば、東大病院が事前でいいと出してきたものをもっと、例えば八代先生、あるいは鈴木代理が早く気がついていれば修正し得たわけですね。だから、そういうプロセスがあったのかどうかということも非常に重要だと思うのです。もったいないですね。

八代総括主査 東大病院の言っている事前のと、今回の厚生労働省のとは、ある程度違うのしょうけれども、それはこちらの混合診療、重点事項の討議の中では当然ながら、今、福井先生が言われたような形で交渉していたというふうには理解しています。

福井専門委員 ただ、東大病院とではなくて、厚生労働省と規制会議が交渉していたわけですから、東大病院が言わば蚊帳の外の第三者として、どれぐらいの相場観かがわからないで遠慮気味に事前届出として出してきていたとしたら、それは非常にもったいない話だと思うのです。

八代総括主査 わかりました。

草刈総括主査 ただ、基本的に私の理解は、東大病院の問題というのを特区の中で、いわゆる時間をかけて、あるいはかなり濃密に検討したということは今のところほとんどないのです。

だから、私たちとしては、さっき鈴木さんがおっしゃったようなものも含めて問題提起だというふうに考えているわけですから、これからの動向によってはまた同じような話を、まだ今後も引き続きやれということだと思いますので、その中で、今、先生が言われたものは考えていけばいいのではないかと思います。

福井専門委員 勿論、事後的に、気がついた以上やるのはいいんですが、恐らく、手続経済の観点から見れば、1回でやった方が厚労省だって多分迷惑ではないでしょうから、

できるだけ1発で済むように、最初の段階でいろんな情報を共有した上で、特区室も規制会議も一体となって、統合的な対策を講じていくという安全装置がないと、今後効率的な規制改革のうえでもったいないと思います。

檜木参事官 特区制度というのは、今、福井先生が御指摘のように、ある意味で提案に縛られるというところがあるんですけども、ただ、その提案に従って決められた規制改革で不満足であれば更に提案するというのは大いにあり得る話でして、今までもそういうような事例がございます。

ですから、ある人が提案して規制改革を行ったと。だけれども、それでは不十分だと言って別の人が提案するということもあり得るわけなので、そういう意味では我々としても、今、福井先生がその方がベターだとおっしゃることが、我々からとしても、やはり提案者なり国民ニーズとして本当にあるのかということを確認しながらやらなければいけないので、どうしても我々としては提案なりニーズに縛られているところはあると思います。

宮内議長 特区室という組織がありますので、こういう問題が出るのかもしれませんがけれども、結局、規制改革は全国で一度にやりにくいものを特区ということで、特段の弊害があるかないかということについての評価を経て全国に持っていきこうと、二者択一を迫るということですから、この両者は一体に動くということが前提でないと、規制改革というのはなかなか進まないのではないかという考え方。

特に混合診療ということにつきましては、当会議が考えていた混合診療については、今後、特区室を中心に、更に次の展開を模索するということしか残されていないわけですから、混合診療関係について特区室に何か要望が来た場合には、当会議としても重点項目として非常に注目してきた経緯もあるということで協議をしていただくというような形で、両者の連携ということが深まっていきませんと全体的な効果が上がらないのではないかという気がいたします。

そういう意味で、連携ということにつきましてこれまで以上に御配慮を双方でしていくということが必要かなという感じが私にはいたしました。

鈴木議長代理 ちょっと聞きたいのですが、例えば混合診療のそういう事後届出というようなアイデアについて特区申請をする場合、医者でなくてはいけないということではないでしょうか。私がやっても構わないのでしょうか。

檜木参事官 特区の提案は、だれでもできます。

八代総括主査 ちょっと、その点で済みません。記述的に気になったんですが、今の檜木さんの974、975と、こちらの全国要望の4/11の16。これは同じことが両方に出ているという事務局の方の解釈でよろしいわけですか。

つまり、こちらの全国要望の16では、「いわゆる『混合診療』に係る改革」ということで、特区提案の全国対応であれば974、975にそれが分かれているという理解でよろしいわけですか。

そうだとすると、実施時期の書き方がちょっと違うので、つまり、「通常国会に法案提

出」というのがこちらの全国対応の方には書いてあるんですが、特区室の全国対応の方にはそれが抜けているわけですが、その整合性というのはどういうことなんでしょうか。

原企画官 全国の方のは今から本部決定をするものですが、これはいずれにしても特区も共通だと思えますが、去年の年末の答申に盛り込まれております両大臣間の合意に基づいた記述でございますので、根っこは同じでございます。御指摘のとおりです。

あと、書きぶりの問題で、既に特区本部の方は決定をしておりますけれども、我々の方はやや、より実施時期を細かく書いたということですので、中身は同じでございます。

鈴木議長代理 そうすると、去年の年末の答申で、こちらが言っておる混合診療については特区で対応すると書いてあるのだから、今言った提案がないのだったら、草刈さんの方から、つまり、この会議の方から特区提案をしておかないといけないということだという話ですね。今年間に合わないようだったら、後でも出さないと答申違反を自ら犯しているということになるという感じがします。

草刈総括主査 ちょっと考えて、それが一番いいのかもしれないですね。

福井専門委員 それに関連してなんですけど、勿論、非常事態としてはそういうこともあり得ると思うのですが、やはり一番望ましいのは、本当にやりたい人が選択肢としてこういうのもありますということを知り得ていれば、事前に最大限の要求をしたはずだというルートが一番素直だと思うのです。

そういう意味でも、東大病院にこだわるわけではないのですが、東大病院を実際にここに呼んでお話ししたときの感触ですと、それは広いにこしたことはないというわけなのです。だけれども、厚労省との折衝具合から見て、じかに厚労省と東大病院が折衝した感覚から見て、これぐらいかなという非常に遠慮ぎみの申請をされているのは間違いありません。

同様のことは教育でもございまして、公設民営についても、ある市役所が、実は文科省の書いた下書きどおりに申請させられたと言っているところがあるぐらいで、やはり所管省庁との相談事で言えば、それは本来の規制改革の流れからすれば過過ぎみになるのは当然のことですから、そういう申請が出てきたのを、これは要請者、特区申請者のニーズですからというのはやはりまずいと思うのです。それは違うと思います。

そうではなくて、本当にもう少し役に立つ制度にしたいと思えば、御用聞きをするようなプロセスがあって、一種のいい意味でのコンサルティング機能を発揮して、ひょっとしてそこまでできるのだったらそこまで要望したいというところがあるのだったら、やはりそれをエンカレッジしてあげるという、個人ごとに判断するのではなくて、仕組みとしての安全装置が絶対必要だと思います。

志太委員 現在も、特区推進室と規制改革推進室の受け付け担当の間で、相当綿密な打ち合わせはしておりますけれども、議長のおっしゃるように、もっと連携強化して、打ち合わせを密にしていく方がいいと思うのです。

要するに、テーマによっては、これは全国での対応は難しいけれども、特区ならば実現できそうだ、とりあえず特区でやってみようという案件があります。一方で、実際には、

特区によって実現した規制改革の6割ぐらいが全国での対応になっています。

それから、各省庁と交渉する場合に、こちらは規制改革の担当者、あちらは特区室の担当者と、別々に各省庁と折衝するのは、非常に煩わしいわけなのです。ですから、民間提案の仕分けの段階から、お互いよく話し合っ、うまくやっていかなければいかんと思いません。特区がだめなら推進会議で議論するとか、混合診療だけでなく、両者が連携した方がうまくいくケースがいっぱいあります。ですから、もっと連携強化して、特区室とわれわれと一緒にって取り組むべきなんです。

本当は、特区室と推進会議が一緒になってしまえば一番問題ないんですけども、やはりそういうわけにはいかないようですから、連絡会議を密にするということではないかと感じております。そのような点を改革案にまとめて提出したいと考えております。

八代総括主査 それから、それを是非、次のあじさいからやっていただきたいという形をお願いいたします。

草刈総括主査 それと、東大病院の件ですが、もともと、あれは特区に申請が出てきたのではなくて、宮内議長のところに要望書が来たわけです。東大だけではなくて、京都と大阪と、3大学が来たわけですが、それを途中で、いわゆる東大については東京という特区で対応しようという話になったということです。

それから話が始まったわけですけども、それをつかまえて、我々の方としては、そういうものについては特区を活用して対応するというので、最後に12月にまとめました。それで1回ヒアリングをやりました。こういう段階なわけです。

だから、東大にもう一回特区でやりなさいと言うのか、あるいは我々の方で特区に提案するのかという辺りのことがあると思いますが、ちょっとそれは考えさせてください。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、また今後の作業で十分参考にしていけることができるように、できるだけ図らせていただきたいと思います。

最後でございますが、お手元の政府のもみじの対応方針案でございますが、これは18日の本部決定で、そのときに公表されるということでございます。それまでは非公表ということでございますから、念のために申し添えておきます。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終わりたいと思います。次回は、先ほど申し上げましたように、3月上旬を目途に開催いたします。詳細な日時につきましては、また調整いたしまして、事務局から御連絡をさせていただきたいと思います。

テーマは、追加答申案についての調整状況を踏まえた審議を行うほか、3か年計画の改定状況を御報告いただくということになると思います。

事務局から何か。

田中室長 特にございません。

宮内議長 それでは、本日の会議は終了させていただきまして、後ほど記者会見で、余り申し上げることはないのですけれども、本日の内容を申し上げます。

それから、先ほどの資料につきまして、非公表の分につきましてはお取り扱いに御注意
いただきたいと思います。

本日は、少し長くなりましたけれども、以上をもちまして終わらせていただきます。あ
りがとうございました。